

予納郵便切手一覧表

横浜家庭裁判所

審判事件

番号	事件名	郵便切手	
		合計額	内訳(券種×枚数)
1	後見開始(成年後見)	3670円	500×3、100×7、84×10、50×10、10×10、5×4、1×10
2	保佐・補助開始	4700円	500×5、100×7、84×10、50×10、10×13、5×4、1×10
3	未成年後見人選任	3200円	500×3、100×6、84×10、50×2、10×15、1×10
4	任意後見監督人選任	3450円	500×3、84×10、50×20、10×8、5×4、1×10
5	不在者財産管理人選任	1900円	84×20、10×20、1×20
6	失踪宣告	2710円	500×2、100×1、84×15、50×1、20×10、10×8、2×5 1×10
7	失踪宣告取消し	2870円	500×2、100×1、84×20、10×7、2×5、1×10
8	子の氏の変更許可	282円	84×3、10×3
9	養子縁組許可	861円	84×9、10×8、2×10、1×5
10	死後離縁許可	1555円	500×2、100×1、84×5、10×2、2×5、1×5
11	特別養子適格の確認	5523円	500×8、100×4、84×12、10×10、2×5、1×5
12	特別養子縁組	3071円	500×4、100×2、84×9、10×10、2×5、1×5
13	特別代理人選任 (利益相反行為の場合)	920円	84×10、10×8 (未成年者が1名増えるごとに84×5を追加。)
14	親権者変更(親権者行方不明 又は死亡等の場合)	1951円	500×2、100×1、84×9、20×1、10×5、2×10、1×5
15	推定相続人廃除	2001円	500×2、100×1、84×9、20×2、10×8、2×10、1×5 (推定相続人が1名増えるごとに 500×2、100×1、84×1、10×1を追加。)
16	相続放棄の申述の受理	470円	84×5、10×5
17	相続の限定承認の申述の受理		84×5、10×5、その他に84×(相続人数×3)
18	相続の承認又は放棄の期間の 伸長	470円	84×5、10×5
19	相続財産清算人選任(相続人 不存在の場合)	950円	84×10、10×10、1×10
20	特別縁故者に対する相続財産 分与	3050円	500×4、84×10、10×19、2×5、1×10
21	遺言書の検認		84×(相続人数+2)
22	遺言執行者選任	1961円	500×2、100×1、84×9、10×8、2×10、1×5
23	遺留分放棄許可	445円	84×5、2×10、1×5
24	氏の変更許可	1620円	500×2、100×1、84×5、20×1、10×8 ※夫婦共同申立ての場合は、1362円分追加。 (内訳 500×2、100×1、84×3、10×1)

25	名の変更許可	470円	84×5、10×5
26	戸籍の訂正許可	2015円	500×2、100×1、84×10、10×5、2×10、1×5
27	就籍許可	2855円	500×2、100×1、84×20、10×5、2×10、1×5
28	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服	2001円	500×2、100×1、84×9、20×2、10×8、2×10、1×5
29	性別の取扱いの変更	2415円	500×3、100×1、84×9、10×4、2×7、1×5
30	請求すべき按分割合 (離婚時年金分割の割合)	3141円	500×4、100×2、84×9、20×4、10×8、2×10、1×5
31	保護者選任	262円	84×3、10×1
	(申立人と保護者候補者が異なる場合)	1550円	500×2、100×1、84×5、10×3
32	児童福祉法28条1項2項	3400円	500×4、100×4、84×9、20×7、10×8、2×7 1×10
33	遺留分の算定に係る合意の許可		84×9、10×20、2×10、1×5 その他に 84×(推定相続人数×2-1) 500×(推定相続人数×2-2) 100×(推定相続人数×2-2) 20×(推定相続人数×2-1) 2×(推定相続人数×2-2)
34	別表第二に規定する審判事件 (ただし、遺産分割を除く。)	3402円	500×4、100×4、84×8、50×2、20×8、10×5、2×10 ※保全事件がある場合は、350円分追加。 (内訳 100×2、50×1、20×5 ただし保全事件分は別途必要)
35	遺産分割	4000円	100×15、84×15、50×15、20×15、10×15、2×15、 1×10 ※相続人が5名を超える場合は相続人が1名増えることに 940円分追加。(内訳 84×10、10×10)
36	審判前の保全処分 (別表第二に規定する事件を本案とするもの)	3226円	500×4、100×2、84×9、50×2、20×4、10×8、1×10

調 停 事 件

番号	事 件 名	郵 便 切 手	
		合計額	内 訳 (券種×枚数)
37	通常の調停事件 (遺産分割及び遺留分減殺請求・遺留分侵害額請求を除く調停事件)	1454円	100×4、84×10、10×20、2×5、1×4 ※相手方が1名増えるごとに414円分追加。 (内訳 100×2、84×2、10×4、2×2、1×2) ※保全事件がある場合は、350円分追加。 (内訳 100×2、50×1、20×5 ただし保全事件分は別途必要)
38	遺産分割	4000円	100×15、84×15、50×15、20×15、10×15、2×15、 1×10 ※相続人が5名を超える場合は相続人が1名増えることに 940円分追加。(内訳 84×10、10×10)
39	遺留分減殺請求・遺留分侵害額請求	1714円	100×6、84×10、10×20、5×10、2×10、1×4

人 事 訴 訟 事 件 等

番号	事 件 名	郵 便 切 手	
		合計額	内 訳 (券種×枚数)
40	訴訟事件	6000円	500×8、100×10、84×5、50×5、20×10、10×10、 2×10、1×10 ※当事者が1名増えるごとに2388円分追加。 (内訳 500×4、100×2、84×2、10×2)
41	訴訟事件 (反訴)	5000円	500×8、100×4、84×5、20×5、10×5、2×10、1×10 ※当事者が1名増えるごとに2388円分追加。 (内訳 500×4、100×2、84×2、10×2)
42	保全命令事件 (不動産仮差押・仮処分)	2612円	500×4、100×3、84×1、50×3、10×7、2×4 ※登記所が1カ所増えるごとに1408円分追加。 (内訳 500×2、100×2、50×3、10×5、2×4) ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は、94円切手を貼った返信用封筒を提出。
43	保全命令事件 (債権仮差押) (陳述催告申立てあり)	3362円	500×5、100×6、84×2、50×1、10×4、2×2 ※第三債務者が1名増えるごとに2158円分追加。 (内訳 500×3、100×5、84×1、50×1、10×2、2×2) ※債権者が決定正本の郵送(普通郵便)を希望する場合は、94円切手を貼った返信用封筒を提出。

※ 内訳に「500×3」等とありますが、これは「500円切手が3枚」必要になるということです。

※ この一覧表に記載のない事件の予納郵便切手については、裁判所にお問い合わせください。